

〈概要〉平成 25 年度公共用水域等の水質測定結果について

1. 平成 25 年度公共用水域水質測定結果について

高知県では、水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき河川・湖沼・海域といった公共用水域において水質調査を行っています。

平成 25 年度は類型指定（基準値の目標設定）を行っている 62 水域を中心に河川 111 地点、湖沼 3 地点、海域 59 地点の計 173 地点で調査を行いました。

水質汚濁に係る環境基準項目のうち、カドミウム、砒素、PCB など人の健康の保護に関する 27 項目は、全ての測定地点で環境基準を達成していました。

生活環境の保全に係る環境基準は、類型指定水域毎に基準値が設定され、有機物による汚濁の指標である BOD（河川）及び COD（湖沼、海域）の環境基準達成率は、河川は 96%、湖沼は 100%、海域は 80%、全体では 94% でした。

富栄養化の指標である全窒素・全燐については、閉鎖性水域として浦ノ内湾と浦戸湾を、また、全燐については吉野川水域の早明浦ダム貯水池、長沢ダム貯水池及び大橋ダム貯水池を類型指定しています。

全窒素と全燐は、全ての測定地点で環境基準及び暫定基準を達成していました。

環境基準の達成率はほぼ横ばい状態ですが、市街地の河川や閉鎖性海域の水質の改善が必要です。

2. 平成 25 年度地下水質測定結果について

高知県では公共用水域と同様に水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき県内の地下水の汚染状況を把握するために地下水の調査を行っています。

調査内容は、年度ごとに場所を変えて調査を行う概況調査、汚染井戸が判明した際に周辺の汚染状況を確認する汚染井戸周辺地区調査、汚染井戸の状況を確認する継続監視調査の 3 種類があり、平成 25 年度はそれぞれ 29 井戸、3 井戸、19 井戸の計 51 井戸で調査を行いました。

概況調査では 13 市町村で調査を行い、29 井戸全ての調査項目について環境基準以下でした。

汚染井戸周辺地区調査は高知市と香美市の 3 井戸で行い、高知市の 1 井戸においてテトラクロロエチレンが環境基準を超過していました。

継続監視調査では、6 市町村で調査した 19 井戸のうち、室戸市の 1 井戸でテトラクロロエチレンが、高知市の 2 井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。